

泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務委託に係る仕様書

この仕様書は、泉佐野市（以下「発注者」という。）と受注者による国民健康保険診療報酬明細書等点検業務（以下「本業務」という。）の実施方法を定めるものである。

1 業務名

泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務委託

2 業務委託の目的

本業務は、医療事務についての専門的な知識を必要とするため、国民健康保険診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の点検、調査及び点検結果等の入力業務を委託し、民間事業者のノウハウを活用することにより、内容点検財政効果額を向上させ、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

3 業務場所

（１）発注者が指定する場所

（２）受注者所在地等（「自動点検システム及びレセプト点検システム」（以下「システム等」という。）の設置場所）

4 業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 予定件数

予定件数 国民健康保険レセプト 約324,000 件/年

（参考）

単位（件）

	医科入院	医科入院外	調剤	歯科	計
令和3年度	5,190	178,820	106,839	36,346	327,195
令和4年度	5,003	177,688	107,850	36,034	326,575
令和5年度	4,834	172,278	105,000	35,937	318,049

6 事故防止等

（１）本業務を実施するに当たっては、労働基準法、個人情報保護に関する法律その他関係法令を遵守し、仕様書及び別記個人情報取扱特記事項に従い忠実に履行しなければならない。

（２）秘密の保持はもとより、レセプトのデータの原本性の確保等、細心の注意を払うこと。

（３）レセプトデータ及び記録媒体等の保管は、施錠可能な容器に施錠収納し、容器を収納する部屋にも施錠すること。

（４）レセプトデータ及び記録媒体の保管場所への入退出は、権限を持った者だけに制限すること。また、その管理と管理簿を作成すること。

（５）レセプトデータ等のシステム等への取込みはログイン ID とパスワードを使用し権限が

制限された者が実行すること。また、その管理と管理簿を作成すること。

(6) 点検業務によって得られた各種データの保管は厳重に行い、内部者でも容易に扱えるコンピュータには保存しないこと。コンピュータは、点検用とその他とは分けて使用し、ネットワークは完全に切り離して業務を行うこと。

(7) 本契約による業務以外でのレセプト等のコピー及びファックスならびにデータの電子メールによる転送は一切行わないこと。

(8) 契約が満了もしくは解除となった場合、受注者は発注者より提供されたレセプトデータ等の返却もしくはデータの消去を速やかに実施するものとする。なお、受注者が保有していたデータを消去した場合は、発注者に対しデータ消去証明書を提出するものとする。

7 委託料の支払

委託料は、受注者が業務完了後に、発注者に業務完了届を提出し、検査に合格したときは、契約書に記載の契約単価（消費税込み、円未満切り捨て）にそれぞれの区分ごとに実施件数を乗じた額を委託者に請求すること。

発注者は、請求書を受領してから30日以内に受注者指定の金融機関口座に振り込むものとする。

8 暴力団等の排除について

受注者は、暴力団等の排除に関して泉佐野市暴力団排除条例の規定を遵守すること。

また、再委託契約等の締結にあたっては、発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えるものとする。

9 個人情報保護及び適正管理

(1) 当該委託業務は、被保険者の重要な個人情報を取り扱う業務であるため、別紙「個人情報取扱注意事項」及び個人情報の保護に関する法律、その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守すること。また、個人情報の保護のため、個人情報の取扱いに関し適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、プライバシーマーク等の公的な認証を受けていること。

(2) 受注者は当該委託業務に関し知り得た個人情報、その他の情報及び業務内容を第三者に開示、漏えいしてはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならない。なお、当該委託業務終了後（解除による終了を含む）においても同様とする。

(3) 受注者は、発注者と秘密の保持に係る誓約書を取り交わすものとする。また、指導者に対して、情報の保護に関する誓約書を徴し、その写しを提出するものとする。

(4) 受注者は、指導者に対して、業務開始時を含め、個人情報保護研修の受講を義務づけること。

(5) 受注者は、業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律が適用され、守秘義務違反に対しては罰則が定められている旨を指導者に通知すること。

(6) 受注者は個人情報保護マニュアルを提出すること。

(7) 本契約終了後、発注者から開示された個人情報は発注者と協議の上、廃棄又は発注者に返還し、確認書を提出すること。

7 その他

(1) レセプト管理システムとして、国保総合システムを活用すること。また、国保総合システムは発注者が提供し、数量は端末1台とする。設置場所の変更、端末等の台数が変動する場合は発注者より乙へ連絡するものとする。

(2) 本業務を実施するにあたっては、実務経験3年以上の経験があり、業務内容に掲げる点検を行うにあたり必要な知識を有する者であり、かつ、レセプト管理システム、または国保

総合システムその他レセプトに関するシステムの操作に習熟している者を従事させなければならない。また、現にレセプト作成に従事している者を点検に従事させてはならない。

(3) 点検業務実施場所は、セキュリティ上入退室管理を行うため、受注者は、毎月の従事予定者とスケジュール表を前月の月末までに発注者に提出すること。

(4) 業務内容等について、定期的に発注者と受注者で協議を行うこととする。

(5) 受注者は、事業の実施にあたり、個人情報の取扱いに責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。また、受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及び個人情報取扱注意事項に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

(6) 本業務完了および契約解除に伴い、受託業者が変更となる場合は、発注者の指示により変更後の契約受託業者との業務引継ぎを実施すること。業務引継ぎにかかる費用は受注者の負担とする。

(7) 受注者は、原則として本業務のすべてを自ら実施するものとする。ただし、発注者に対して再委託の相手、再委託の合理性及び必要性、再委託の相手の個人情報の管理を含む、再委託業務の遂行について、書面にて委託者に対して説明をし、再委託に先立って発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(8) 受注者は、前項により再委託を行う場合であっても、本契約の受託者としてのすべての責任を負うものとする。

(9) 業務上必要となる諸材料及び参考図書については、受注者が用意すること。ただし、発注者が所有する参考図書が必要な場合には、発注者の許可を得た上で使用することができる。

(10) その他この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議し、誠意をもってこれにあたること。

(別紙)

国民健康保険診療報酬明細書等点検業務内容

1 レセプト点検

受注者は、発注者が提供する「国保総合システム」及び受注者が準備するシステム等を使用し、医科（訪問看護も含む）、DPC、歯科、調剤の全レセプトを点検する。また、点検のほか、審査支払機関への再審査申出による情報提供及び結果の確認、管理までの全てを業務内容とし、再審査申出については、「国保総合システム」を使用すること。システム等による点検は、発注者から提供する資料を用いてレセプト電子データ（レセ電コード情報ファイル）をシステム等に取り込み、全件を対象に疑義の判別を行うこと。

なお、受注者はシステム等のみならず、点検業務に精通している点検員による目視点検実施も必須とする。

(1) 単月点検（横覧点検を含む。以下同じ。）

毎月、国保総合システム及び自庁システムにてエラーとなったレセプトについて、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の国保総合システム及びシステム等を使用して点検を実施する。

- ア 初診年月と初診料算定、加算誤り
- イ 診療日数と初診、再診回数チェック、再診料の加算誤り
- ウ 傷病名と各医療行為の不一致
- エ 各種医学管理料及び在宅医療の算定要件の確認と他の診療行為との整合性
- オ 投与薬剤の適応、投与日数、禁忌の確認
- カ 注射量による手技料の確認
- キ 処置、手術、麻酔、検査の算定誤り／同時算定の可否／包括項目の点検
- ク 画像診断、リハビリテーション、精神科専門療法、放射線治療の算定誤り
- ケ 入院基本料及び入院基本料等加算の算定、外泊期間中の入院料等及び同一傷病名での2回目入院料等の算定誤り
- コ 入院調剤料の入院日数超え及び外泊期間の算定確認
- サ 入院・転棟した場合の包括部分の確認
- シ 重複算定不可項目の確認
- ス 診療コード別の集計誤り
- セ 傷病名から薬剤の適応、薬剤量のチェック
- ソ 内服薬の投与日数のチェック
- タ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

（２）縦覧点検

毎月全件の請求点数等を確認する。また、３ヶ月ごとに同一患者分を数ヶ月分まとめた点検（縦覧点検）及び同一被保険者の指定月における複数医療機関を並べての点検（横覧点検）を実施する。算定方法、算定点数その他記載事項に誤り又は疑義があれば抽出する。

ア 重複請求

イ 連月での初診料算定の妥当性

ウ 退院時より１か月以内では不可となっている指導料

エ 居住系施設入居者等である患者と在宅での療養を行っている患者の在宅医療

オ 投薬日数の上限が規定されている薬剤の妥当性

カ 投薬での抗生剤等長期にわたる漫然たる投与

キ バンパー型の交換用胃瘻カテーテルの回数確認

ク 「一連につき」となっている手術

ケ 複数月に１回のみ算定とされている検査

コ 特殊検査等連月検査の妥当性

サ 連月でのルーチン検査の妥当性

シ リハビリテーションの施行期間の確認

ス 新入院、継続入院の妥当性

セ 救急医療管理加算の妥当性

ソ ９０日超、１８０日超の入院料の確認

タ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

（３）横覧点検

ア 退院後の医学管理料の算定（同一医療機関）

イ 検査・画像診断等２回目以降算定の確認（同一医療機関）

ウ 入院・外来で同一検査の実施（同一医療機関）

エ 他の医療機関に入院中に医学管理や在宅療養指導管理料を算定（複数医療機関）

オ 在宅療養指導管理料を２以上の医療機関で算定（複数医療機関）

カ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

（４）調剤レセプトの突合点検

ア 投薬に対する病名漏れ

イ 投薬日数に制限のある薬剤

ウ 用法、用量から見た過剰投与

エ 同一薬効剤の併用投与

オ その他診療報酬請求上不適切と思われるもの

(5) 第三者行為による傷病の疑いがあるレセプトの抽出

(6) その他発注者が必要と認めたレセプト等の点検及び抽出

2 レセプト（再審査）の処理

(1) レセプトの申出事務

ア 点検を行った結果、誤り及び疑義のあるものを、国保総合システムにより申出締切日までに過誤申出または再審査申出を行う。

イ 再審査申出を行ったレセプトについては、再審査申出結果報告として発注者へ提出する。内容には再審査申出件数と一覧を含むこととする。

ウ 再審査結果について、査定率、返戻率、効果額等を取りまとめ報告すること。

3 システム

受注者は、内容点検を行うにあたり、以下の条件に当てはまるシステムを、自らが用意し使用すること。

(1) 随時発生する診療報酬に関する法改正などに即時対応し、常に最新の情報にて点検を実施する為の機能を有するシステムであること。

(2) エラー条件について、変更や追加が必要と判断できたものについては、適宜、システムの改修が自社内で可能であること。また、システムの保守・メンテナンスが自社内で対応可能であること。

(3) システムに関連するデータサーバーを日本国内に有すること。

(4) 提供するデータについては、国保連合会から受領するレセ電コード情報ファイルとする。

・ 医科 21_RECODEINFO_MED.csv

・ DPC 22_RECODEINFO_DPC.csv

・ 歯科 23_RECODEINFO_DEN.csv

・ 調剤 24_RECODEINFO_PHA.csv

(5) レセ電コード情報ファイルについては、毎月 8 日頃に発注者より提供するが、乙にてセキュリティ便の手配もしくは専用回線の提供等、データの受け渡しが安全にできる手法を提供すること。

(6) レセ電コード情報ファイルを履行場所から持ち出す場合は、あらかじめ発注者に申出をし、発注者の承認を得ること。

(7) 契約終了後は、データ消去用ソフトウェア等を使用してレセ電コード情報ファイルを含むすべての情報を削除すること。

(8) レセプト点検室での点検実施日及び時間については、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く）の午前8時45分から午後5時15分までの範囲内とする。

4 効果分析業務

再審査請求結果データをもとに、その結果に対し、申出内容別の査定傾向や医療機関別の査定傾向を分析し、多角的に分析し、その結果を表やグラフ等にまとめた分析結果報告書を作成する。

個人情報取扱注意事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5条 受注者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。